

令和2年4月17日

教職員各位

徳島大学危機対策本部長
徳島大学長
野地 澄晴

令和2年度前期授業の実施等について

標記のことについて、令和2年4月16日に発令された国の緊急事態宣言の対象地域が、徳島県を含む全国都道府県へ拡大されたため、同年4月7日付で行った通知内容を下記のとおり変更します。

事態が日々深刻化する中で、でき得る限りの対応を行って参りたいと存じますので、皆様のご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

※下記のうち下線部分は、令和2年4月7日付け通知からの変更箇所

なお、学生及び保護者に対しては、本学ホームページと教務システムにより、別紙のとおり通知することとしております。

今後の状況の変化により変更が生じた場合は、改めて本学危機対策本部会議で検討し、見直しを行って参りますので、よろしくお願いいたします。

記

1. 全ての学生（新入生及び在学生）について、4月1日以降、徳島県内において14日間の体調確認期間を設けているところですが、4月1日から5月6日までの間に、緊急事態宣言の特定警戒都道府県（東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、兵庫、福岡、北海道、茨城、石川、岐阜、愛知、京都の各都道府県）に移動した場合は、その理由の如何に関わらず、再び徳島県内に戻って以降、14日間の自宅待機による体調確認期間を確保する。

2. 授業については、遠隔授業等に限定して4月15日から開始することとし、対面授業は、感染防止対策を徹底して5月11日以降に実施する。

なお、5月11日までの期間において、国家資格の受験関連科目等で、遠隔授業等（※）の活用が困難な科目については、当該部局長から危機対策本部長に申請（開講理由、感染対策等）を行い、十分な感染防止対策を講じた上での対面授業の実施を例外的に認める。

※「遠隔授業等」とは、Web環境を活用したTeams、Zoom、ライブ配信システム、manaba等による教材配付、課題提出等、対面によらない全ての授業形態を指す。

3. 体調確認期間の確保や感染等の理由により、遠隔授業等や対面授業に出席できない学生については、欠席扱いとはせず、欠席回数分の補講や課題提出、録画した授業を視聴させる等の代替措置を行い、学生の単位取得に影響が出ないようにすること。
4. 自宅等から遠隔授業等を実施する場合の学生との連絡方法として、教務WEBシステムの学外利用機能を別紙のとおり拡大します。
5. 必要に応じて、教員（非常勤講師を含む。）が大学へ出勤せず、遠隔授業等により業務を行うことを許可することとし、労働時間、休暇等に関する規則第6条に定める事業場外勤務として取り扱います。（「事業場外勤務届」の提出は不要です。）

(本件に関する連絡先)

学務部教育支援課教務・情報係（担当：伏見・安友）

TEL 088-656-7095・7683 (内線(常三島：82)7095・7150)

E-Mail kygakujk@tokushima-u.ac.jp

教務WEBシステムの学外利用の可否について

システムメニュー	表示名	学外からの利用可否
		教員
トップページ	お知らせ検索	◎
	授業情報	◎
	授業連絡等	—
	アンケート回答	◎
	アンケート集計結果	◎
	落とし物	◎
	教室予約	◎
	メール転送設定	◎
	ログイン履歴	◎
	学内FAQ	◎
	個人連絡先登録	◎
	授業リマインダー	◎
	メッセージ	◎
	履修関連	履修者名簿
成績登録		学内専用
出欠記録		◎
シラバス		—
授業支援	授業リンク	◎
	授業内アンケート	◎
	小テスト	◎
	講義資料	◎
	レポート	◎
	授業FAQ	◎
	オフィスアワー	◎
ポートフォリオ	指導学生 学籍情報照会	学内専用
	指導学生 履修照会	◎
	指導学生 成績照会	学内専用
	指導学生 出席照会	◎
	指導学生 面談記録	◎
	キャリア指導	◎
	就職関連情報	◎
シラバス	教員基本情報登録	◎
	シラバス登録	◎
	シラバス検索	◎
学内アンケート		—

◎利用可能

※教員用の成績登録, 指導学生の学籍情報参照, 成績参照については,
 コロナウイルスの感染拡大に伴う本学の対応状況により検討する。

色つきセルが今回変更部分

令和2年4月17日

学生及び保護者の皆様へ

徳島大学長
野地 澄 晴

令和2年度の授業実施にあたって

標記のことについて、令和2年4月16日に発令された国の緊急事態宣言の対象地域が、徳島県を含む全国都道府県へ拡大されたため、同年4月7日付で行った通知内容を下記のとおり変更します。

※下記のうち下線部分は、令和2年4月7日付け通知からの変更箇所

新型コロナウイルスの感染防止を図るため、Web環境を用いた遠隔授業を導入することとしましたが、遠隔授業の全学的な導入は本学としても初めてであり、対処の方法が確立している訳ではありません。本学では、学生、教職員が協力し、様々な工夫を行いながら、この難局を乗り越えていきたいと思っています。

学生の皆様の勉学の機会を幅広く確保するためには、皆様のネット接続環境が十分に整わない段階でも、様々な試行を行うこととなりますが、そうした状況においても不公平が生じないように、事後対応も含め、大学として十分な対策を講じることとしています。

事態が日々深刻化する中で、でき得る限りの対応を行って参りたいと存じますので、引き続き、学生及び保護者の皆様のご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

◆対象期間 令和2年5月6日（水）まで

1. 授業等について

(1) 授業は、遠隔授業等(※)で実施することが可能な科目のみに限定し、4月15日（水）から実施しています。履修登録後、各担当教員から授業の履修方法について教務システムやメール等で連絡しますので、指示に従ってください。

また、対面授業は、5月11日（月）以降に、感染防止対策を徹底した上で実施します。

※「遠隔授業等」とは、Web環境を活用した Teams、Zoom、ライブ配信システム、manaba 等による教材配付、課題提出等、対面によらない全ての授業形態を指す。

(2) 5月11日（月）までの期間において、国家資格の受験関連科目等で、遠隔授業等の実施が困難な科目については、十分な感染防止対策を講じた上での対面授業の実施が例外的に認められます。

(3) ネット環境が十分でない学生に向けて、Web環境と感染防止対策が整った教室を確保しています。
詳しくは別紙「感染防止対策済の無線LAN・PC環境エリア」をご覧ください。

2. 授業実施に当たっての注意事項

(1) 全ての学生（新入生及び在学生）について、4月1日以降、徳島県内において14日間の体調確認期間を設けているところですが、4月1日（水）から5月6日（水）までの間に、緊急事態宣言の特定警戒都道府県（東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、兵庫、福岡、北海道、茨城、石川、岐阜、愛知、京都の各都道府県）に移動した場合は、その理由の如何に関わらず、再び徳島県内に戻って以降、14日を経過するまでの間、体調確認期間を確保し、自宅待機とします。

4月1日（水）から5月6日（水）までの間は、県外への移動や不要不急の外出を避けるとともに、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発話）を回避し、検温等による健康管理に努めてください。

(2) 5月6日（水）までの間に体調不良等がある場合、また、やむを得ず県外へ移動する場合は、必ず各学部学務担当係へ連絡するとともに「新型コロナウイルスに関する措置」（HP掲載）に従って対応してください。

なお、徳島県からは、今回の緊急事態宣言の対象地域拡大に伴い、「不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けるよう住民に促す。特に大型連休期間においては、法第45条第1項の規定に基づき、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛するよう、住民に協力を要請する。」との対処方針が示されています。

(3) 体調確認期間の確保や感染等の理由により、遠隔授業等や対面授業に出席できない学生については欠席扱いとはせず、欠席回数分の補講や課題提出、録画した授業を視聴させる等の代替措置を行い、学生の単位取得に影響が出ないようにしますので、各学部学務担当係へ連絡してください。

(4) 授業等に関する大学からの通知は原則「学生用教務システム」からとしますので、教務システム上の学籍情報から、電話番号、携帯番号、メールアドレスを入力又は確認・更新するようお願いします。

以上

【各部局問合せ先】

（常三島キャンパス）

総合科学部・総合科学教育部・創成科学研究科(地域創生専攻・臨床心理学専攻)	学務係	088-656-7108
理工学部・先端技術科学教育部・創成科学研究科(理工学専攻)	学務係	088-656-7315
生物資源産業学部・創成科学研究科(生物資源学専攻)	学務係	088-656-8021

（蔵本キャンパス）

医学部医学科・医科栄養学科・医科学教育部・栄養生命科学教育部	学生係	088-633-7982
医学部保健学科・保健科学教育部		088-633-7030
歯学部・口腔科学教育部	学務係	088-633-7310
薬学部・薬科学教育部	学務係	088-633-7247

常三島キャンパス 感染防止対策済の無線LAN・PC環境エリア

SSID : tokushima-uWLAN

★イヤホンは各自必ず持参して下さい★



総合科学部 1号館

利用時間 平日9:00~17:00

3F 301~305 講義室 無線LAN 最大140席

(総合科学部 1号館利用にあたっての注意事項)
 注1 会議等により、上記時間内であっても使用できない教室が発生する場合がありますので、ご了承ください。
 注2 使用できる机に緑色のテープを貼っています。利用者間の間隔を確保するため、テープを貼っている机のみ使用してください。

情報センター
 利用時間 平日8:30~18:00
 2F 情報実習室 202 PC40席

教養教育 5号館

利用時間 平日8:30~21:10

2F 学生自習スペース 無線LAN 28席

教養教育 6号館

利用時間 平日8:30~21:10

利用期間 4/15~5/8

3F LL301 PC 28席

附属図書館本館

3F マルチメディアコーナ PC 13席

2F 研究個室 PC 5席

施設全体 無線LAN 168席

共通講義棟

利用時間 平日8:40~21:10

6F 創成学習スタジオ 無線LAN 56席

5F K501 無線LAN 20席

K502 無線LAN 24席

K507 無線LAN 32席

4F K401 無線LAN 20席

K402 無線LAN 23席

K407 無線LAN 32席

3F K302 無線LAN 32席

K304 無線LAN 41席

K309 無線LAN 32席

2F K201 無線LAN 24席

K202 無線LAN 24席

K206 無線LAN 32席

SSID : tokushima-uWLAN

(※蔵本地区の学生は、基本的には所属学部の建物を利用して下さい。)

★イヤホンは各自必ず持参して下さい★

歯学部棟

対象者 歯学部生
利用時間 平日8:30~18:00

4F 大講義室 無線LAN 72席
示説室 無線LAN 32席
3F 第4講義室 無線LAN 48席
2F 第1講義室 無線LAN 48席
第2講義室 無線LAN 18席

附属図書館分館

2F マルチメディアコーナー PC 12席
1F ラーニング・commons PC 9席

施設全体 無線LAN 140席

薬学部実験研究棟

対象者 薬学部生
利用時間 平日8:30~18:00

1F 計算機室 PC 36席

医学基礎B棟

対象者 医学科・医科栄養学科生
利用時間 平日8:30~18:30

2F 基礎第二講義室 無線LAN 30席
第一総合実習室 無線LAN 25席
1F 基礎第一講義室 無線LAN 30席

総合研究棟

対象者 保健学科生
利用時間 平日8:30~18:30

3F D-31講義室 無線LAN 26席
D-32講義室 無線LAN 18席
D-33講義室 無線LAN 10席

保健学A棟・B棟

対象者 保健学科生
利用時間 平日8:30~18:30

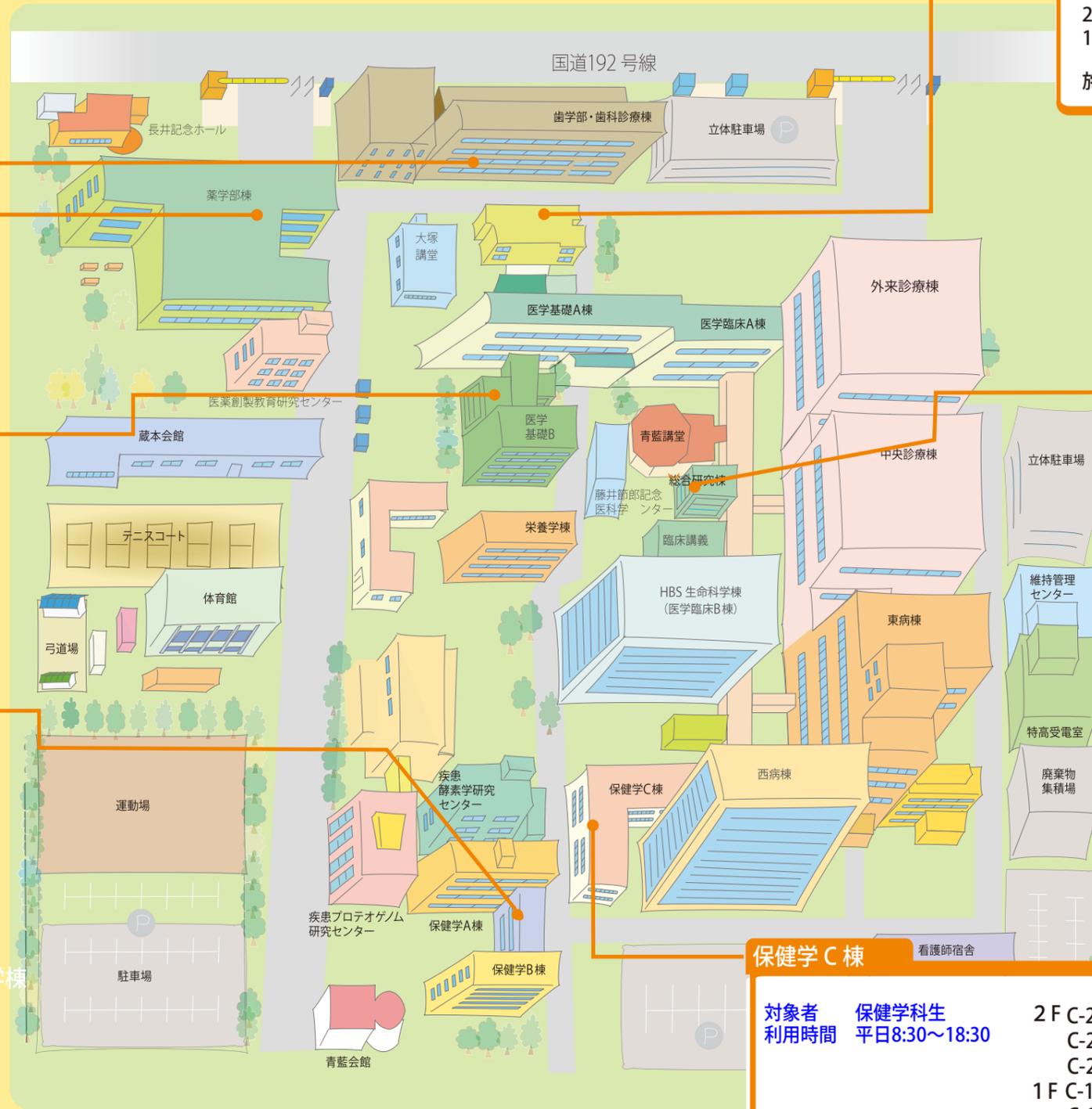
4F 大講義室 無線LAN 30席
401講義室 無線LAN 25席

保健学C棟

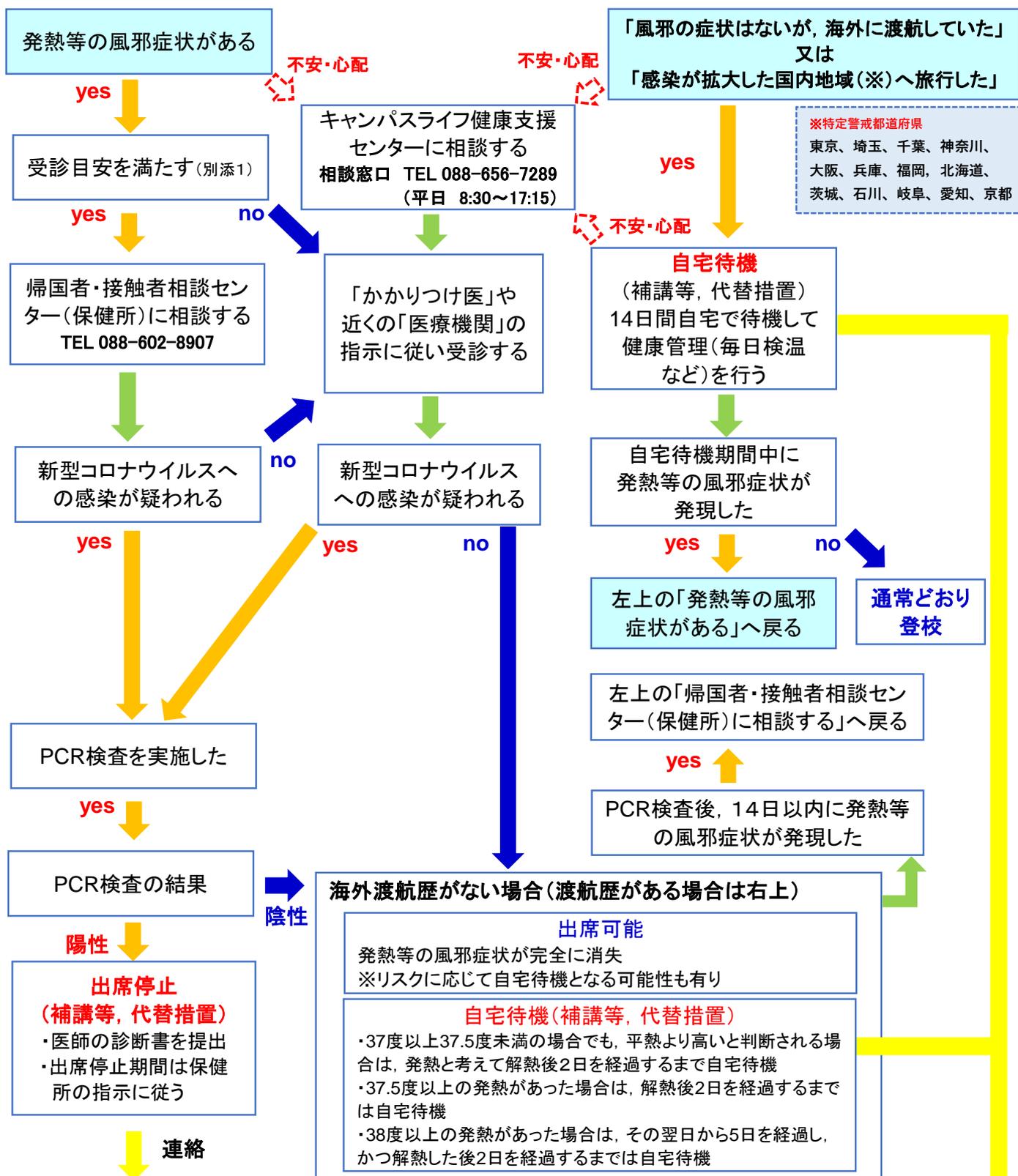
対象者 保健学科生
利用時間 平日8:30~18:30

2F C-21講義室 無線LAN 17席
C-22講義室 無線LAN 18席
C-23講義室 無線LAN 30席
1F C-11講義室 無線LAN 30席
C-12講義室 無線LAN 9席
C-13講義室 無線LAN 9席

栄養学棟



新型コロナウイルスに関する措置（学生用）



※特定警戒都道府県
東京、埼玉、千葉、神奈川、
大阪、兵庫、福岡、北海道、
茨城、石川、岐阜、愛知、京都

(常三島キャンパス)	
総合科学部・総合科学教育部・創成科学研究科(地域創生専攻・臨床心理学専攻)	学務係 088-656-7108
理工学部・先端技術科学教育部・創成科学研究科(理工学専攻)	学務係 088-656-7315
生物資源産業学部・創成科学研究科(生物資源学専攻)	学務係 088-656-8021
(蔵本キャンパス)	
医学部医学科・医科栄養学科・医科学教育部・栄養生命科学教育部・	学生係 088-633-7982
医学部保健学科・保健科学教育部	088-633-7030
歯学部・口腔科学教育部	学務係 088-633-7310
薬学部・薬科学教育部	学務係 088-633-7247

新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の対応

～新型コロナウイルス感染症についての相談、検査や治療の流れ～

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く。
- ・強い倦怠感や呼吸困難がある。

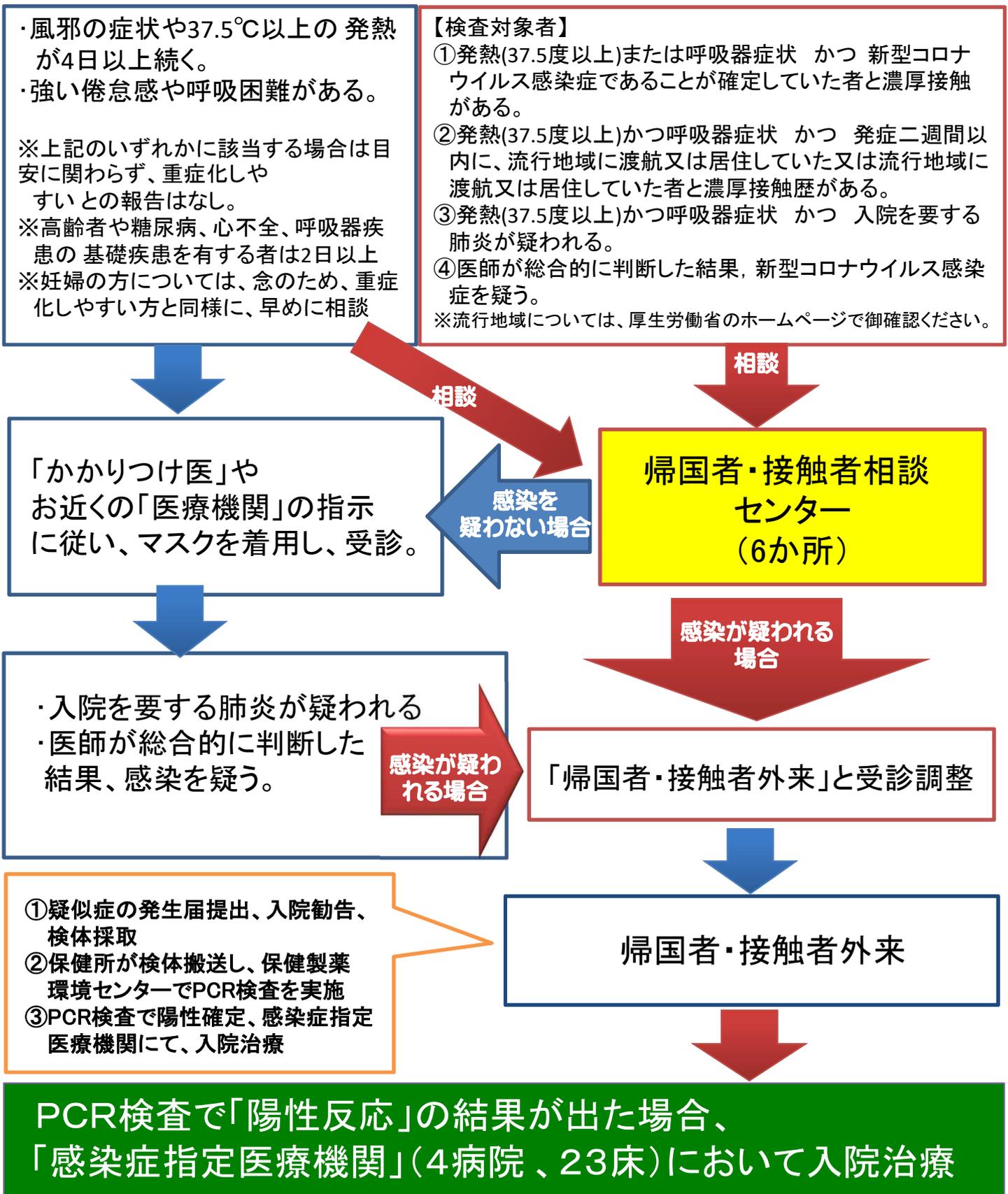
※上記のいずれかに該当する場合は目安に関わらず、重症化しやすいとの報告はなし。

※高齢者や糖尿病、心不全、呼吸器疾患の基礎疾患を有する者は2日以上
※妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに相談

【検査対象者】

- ①発熱(37.5度以上)または呼吸器症状 かつ 新型コロナウイルス感染症であることが確定していた者と濃厚接触がある。
- ②発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状 かつ 発症二週間以内に、流行地域に渡航又は居住していた又は流行地域に渡航又は居住していた者と濃厚接触歴がある。
- ③発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状 かつ 入院を要する肺炎が疑われる。
- ④医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う。

※流行地域については、厚生労働省のホームページで御確認ください。



- ①疑似症の発生届提出、入院勧告、検体採取
- ②保健所が検体搬送し、保健製薬環境センターでPCR検査を実施
- ③PCR検査で陽性確定、感染症指定医療機関にて、入院治療

PCR検査で「陽性反応」の結果が出た場合、「感染症指定医療機関」(4病院、23床)において入院治療

このような方はご注意ください

<受診相談の目安>

風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が 4日以上続いている

(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます。)

- ※ 次の方は、重症化しやすいため、上の状態が2日以上続く場合に相談をお願いします。
 - ・ 高齢者や糖尿病、心不全、呼吸器疾患の基礎疾患
- ※ 妊婦の方は、念のため重症化しやすい方と同様に早めの相談をお願いします。
- ※ 小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はありません。

強いだるさ(倦怠感)や
息苦しさ(呼吸困難)がある

「強いだるさや息苦しさ」のある方は、発熱開始から、4日(高齢者等の重症化しやすい方は2日)以上継続していなくても速やかにご相談ください！！